

本邦における資源開発の在り方に関する検討会

とりまとめ

平成 29 年 2 月

目次

はじめに	1
平成23年改正鉱業法附則に基づく施行状況のレビュー	2
1. 未処分出願の早期・実質的解消に向けた取組	2
(1) 現状	2
(2) 資源・燃料分科会「中間論点整理」における指摘	2
(3) 今後の対応の方向性	3
2-1. 鉱業権に係る事業着手延期・事業休止認可の運用見直し	6
(1) 現状	6
(2) 資源・燃料分科会「中間論点整理」における指摘	8
(3) 今後の対応の方向性	9
2-2. 試掘権延長許可の運用見直し	12
(1) 現状	12
(2) 資源・燃料分科会「中間論点整理」における指摘	12
(3) 今後の対応の方向性	12
3. 特定区域制度の運用のあり方	16
(1) 現状	16
(2) 資源・燃料分科会「中間論点整理」における指摘	16
(3) 今後の対応の方向性	17
4. 鉱区・出願情報等のデータベース化・公開のあり方	21
(1) 現状	21
(2) 資源・燃料分科会「中間論点整理」における指摘	21
(3) 今後の対応の方向性	22
5. その他鉱業法の施行状況の点検・評価	24
(1) 鉱業権設定許可の要件追加	24
(2) 鉱物探査規制の導入	25
結びに	27
(参考) 本邦における資源開発の在り方に関する検討会 構成員	28
(参考) 本邦における資源開発の在り方に関する検討会 検討スケジュール	29

はじめに

- 平成 28 年 7 月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会「中間論点整理」において、本邦における資源開発のあり方については、今後の平成 23 年改正鉱業法附則に基づく施行状況のレビュー（平成 29 年 1 月）や海洋基本計画の改定（平成 30 年 4 月頃）を見据えて「特に石油・天然ガス等の特定鉱物¹の開発を促進すべく、本邦における石油・天然ガス等の特定鉱物の資源開発政策のあり方を抜本的に見直した上で、総合的なアクションプランを策定すべく、具体的な検討を進めるべきである」とされた。
- この「中間論点整理」を踏まえた今後の対応として、同年 9 月の資源・燃料分科会において「本邦における資源開発に関しては、技術的・専門的な検討を行う場を設置し、9 月以降、年明け頃までの間に、平成 23 年改正鉱業法附則に基づく施行状況のレビューを行う。その他、海洋基本計画等の改定を見据えた今後の本邦資源開発の検討の方向性について別途検討を行い、その結果を本検討の場に報告する。検討の成果については、資源・燃料分科会において報告・議論する」こととされた（検討事項は下記のとおり）。
- 本とりまとめは、以下の検討事項に関する議論の成果について次のとおりとりまとめ、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会に報告するものである。

<検討事項>

平成 23 年改正鉱業法附則に基づく施行状況のレビュー

- (1) 未処分出願の早期・実質的解消に向けた取組
- (2) 鉱業権に係る事業着手延期・事業休止認可、試掘権延長許可の運用の見直し
- (3) 特定区域制度の運用のあり方
- (4) 鉱区・出願情報等のデータベース化・公開のあり方
- (5) その他鉱業法の施行状況の点検・評価

※その他、海洋基本計画等の改定を見据えた今後の本邦資源開発の検討の方向性について別途検討を行い、その結果を本検討の場に報告する。

¹ 鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であってその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう（鉱業法第 6 条の 2）。石油、可燃性天然ガスのほか、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、アスファルトが該当。

平成23年改正鉱業法附則に基づく施行状況のレビュー

1. 未処分出願の早期・実質的解消に向けた取組

(1) 現状

○ 鉱業法第21条に基づく鉱業権の設定の出願（以下「出願」という。）の件数は、平成27年度は年間292件（うち石油・天然ガス及び海域の金属案件は5件）であり、平成23年改正鉱業法の施行前（以下「旧法下」という。）の平成22年度の年間1,619件（うち石油・天然ガス及び海域の金属案件は1,441件）と比較すると大幅に減少している。これは、旧法下において出願件数が最も多かった石油・天然ガスや海域の金属案件を目的とする出願が先願主義の見直しにより新たな出願の対象外となったことが主な要因と考えられる。

一方、年間処理件数は、平成27年度は616件（うち取下げが191件）であり、旧法下の平成22年度の年間1,765件（うち取下げが1,269件）から大幅に減少している。これは、事業者による出願の取下げ数を差し引くと、それぞれ425件（平成27年度）、496件（平成22年度）とほぼ横ばいとなっており、事業者による取下げ数の減少が主な要因と考えられる。

○ このような処理状況の中、出願がなされているが未処分（許可又は不許可の処分がなされていない）状態にある出願（以下「未処分出願」という。）は、平成27年度末時点で74,181件であり、旧法下の平成22年度末時点の72,140件からは増加している。これは、平成23年度に3,900件の出願があり、平成23年度末時点の未処分出願数が75,510件と増加したためである。この平成23年度末時点の75,510件からは、平成27年度末時点で74,181件と減少しているが、未だ多くの未処分出願が存在している。

74,181件のうち陸域案件は5,308件（7%）、海域案件は68,873件（93%）となっている。

(2) 資源・燃料分科会「中間論点整理」における指摘

②今後の検討の方向性と論点

特定区域制度の下、より能力のある事業者の参入を促すという改正鉱業法の趣旨に照らせば、旧法下でなされた出願の処分を加速し、早期に実質的な解消を図ることは一定の効果が期待される。

具体的には、特定鉱物の未処分出願を対象として、①解消すべき案件の分類、②解消の程度（例えば境界未画定海域における出願の扱いなど）、③解消の期限（例えば5年など）、④解消のための具体的な措置の内容（職員の審査能力増強、

一件当たりの業務負担軽減、情報公開等)はどのようなあり方が適切か、検討を進め、期限を決めて未処分出願の早期・実質的解消に向けた取組の具体的計画を策定すべきである。

(3) 今後の対応の方向性

① 解消すべき案件の分類

- 出願の標準処理期間は「6月(都道府県知事等協議等に必要な期間を除く。)」と定められている(経済産業大臣の処分に係る標準処理期間に関する規程(平成16年10月1日付け平成16・09・24総第2号))。

しかしながら、未処分出願が未だ数多く存在しており、本来、それぞれの出願は標準処理期間内に処理しなければならないことに鑑みれば、この状況を可及的速やかに解消することが必要である。

- 一方、行政庁の処理能力に限界があることも事実であるため、限られた審査人員の中で効率的に処理するためには、処理の優先順位を定めることが重要である。

処理の優先順位については、これまで原則として出願の時期が早い順に処理が進められてきたが、国の先導的な基礎調査により日本周辺海域における在来型石油・天然ガスのポテンシャルの把握が進められていることを踏まえ、今後は、機会損失を抑制する観点から、開発技術がすでに確立している在来型石油・天然ガスに係る出願から、かつ、国による基礎調査により資源ポテンシャルが高く評価されている海域の順に優先的に処理すべきである。

- なお、その処理の過程において、仮に出願をした土地の区域(以下「鉱業出願地」という。)が重複した場合には、鉱業法第27条の規定に基づき、願書の発送の日時が先の者の出願から優先的に処理すべきである。

(参考) 鉱業法における先願主義に関する規定

◆ 鉱業法(昭和25年法律第289号)(抄)

(優先権)

第二十七条 鉱業出願をした土地の区域(以下「鉱業出願地」という。)が重複するときは、その重複する部分については、願書の発送の日時が先である者が鉱業権の設定について優先権を有する。

2・3 (略)

② 解消の程度

- 境界未画定海域については、その範囲の特定に当たり、国連海洋法条約の関連規定や境界未画定海域における資源開発等に関連する国際的な議論の動向等も踏まえた慎重な検討が必要であることから、未処分出願の処理促進の対象海域から除外した上で、その範囲について、関係省庁とも協議しつつ、具体的に検討を進めるべきである。
※なお、本報告書中に記載している境界未画定海域とは、その範囲について現在関係省庁とも協議しつつ確認中のものであり、これまでの検討会の配布資料中に記載した「境界未画定海域」とは異なる。
- 一方、前述のとおり、本来、未処分出願が多く存在することは望ましくなく、可及的速やかに解消すべき課題であるため、未処分出願の処理促進対象から除外することとする海域の範囲は、国連海洋法条約の関連規定等も踏まえつつ、可能な限り限定すべきである。
- 未処分出願については、①解消すべき案件の分類や以上のことを踏まえ、境界未画定海域以外の海域における石油・天然ガス等の特定鉱物の未処分出願をゼロにすることを目指して取り組むべきである。これにより、境界未画定海域以外の海域においては、未処分出願が存在するが故に特定区域が指定できず開発が進められないといった事態が防止できることとなる。

(参考) 国連海洋法条約第 74 条 3 及び第 83 条 3

- 関係国は、1 (注：排他的経済水域 (第 74 条 3) 及び大陸棚 (第 83 条 3) の境界画定) の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

③ 解消の期限

- 一般的な法制度のレビューサイクルが 5 年ごとであることを踏まえれば、まずは平成 29 年度からの 5 年間という期間において、②解消の程度を達成することを目指して集中的に取り組むべきである。

④ 解消のための具体的な措置の内容

- 上記①から③までの整理を踏まえ、地方経済産業局ごとに、優先的に処理すべき案件の分類を行い、平成 29 年度以降の 5 年間について、年度ごとの現

実的な処理件数目標と、それを達成するための具体的方策について計画を立て、早急に処理に着手すべきである。

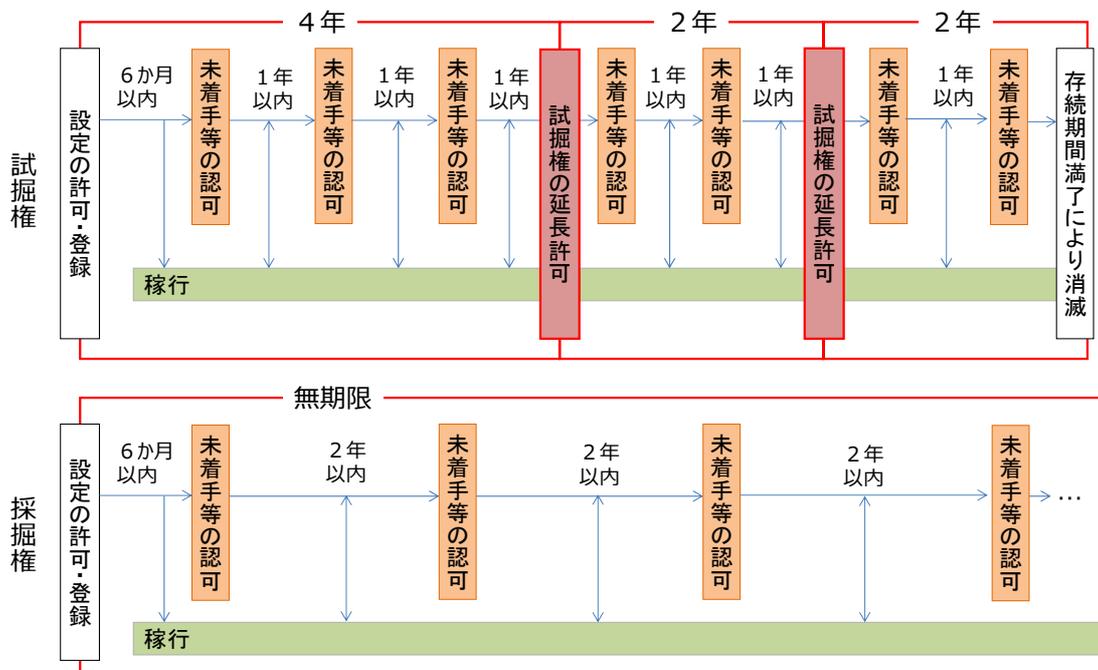
- また、経済産業省において、各地方経済産業局における審査体制の増強、研修の実施、所要の通達・審査基準の整備、情報システム整備等に取り組むべきである。

2-1. 鉱業権に係る事業着手延期・事業休止認可の運用見直し

(1) 現状

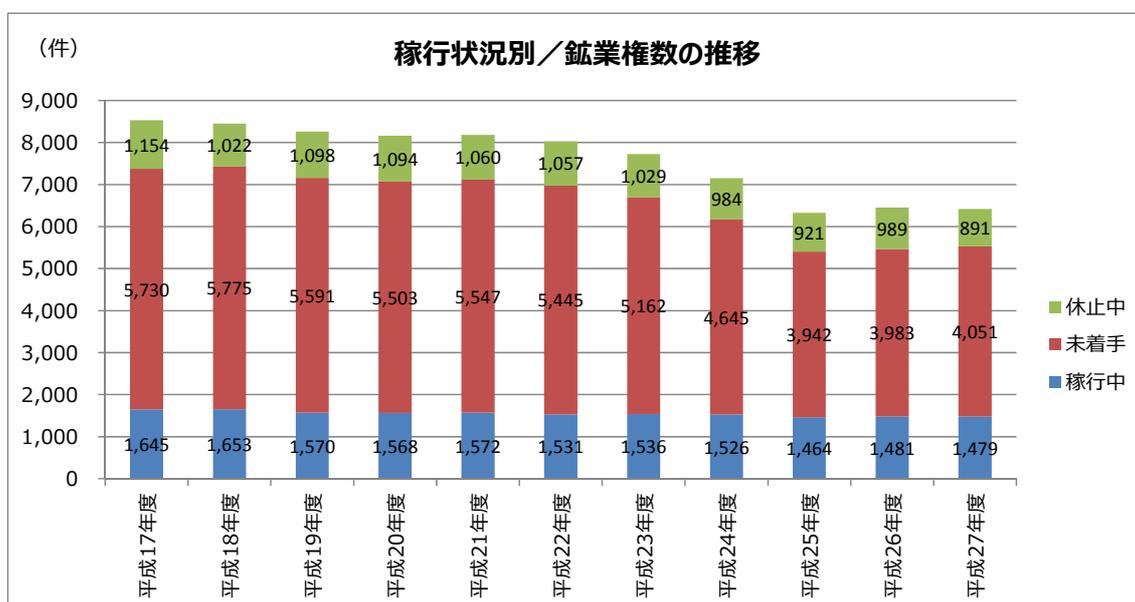
- 現在我が国には約 6,400 件の鉱業権が存在（平成 27 年度末時点）。
陸域・海域別にみると、陸域が約 6,100 件（96%）、海域が約 300 件（4%）。
試掘権・採掘権の別にみると、試掘権は約 1,100 件（17%）、採掘権は約 5,300 件（83%）。
鉱物別にみると、石油・天然ガスが約 2,400 件（37%）と最も多い。
- 鉱業法上、鉱業権者は鉱業権の登録の日から 6 か月以内に事業に着手する義務が課されており、やむを得ない事由により事業に着手できないときは経済産業大臣の認可を受けなければならない（引き続き 1 年以上事業を休止しようとするときも同様）。
この認可に当たっては、原則として試掘権は 1 年以内、採掘権は 2 年以内の期間（以下「認可期間」という。）を指定しており、引き続き認可を受けようとする場合には、認可期間が経過する前に再び認可を受ける必要がある。

石油・天然ガスの鉱業権の未着手等の認可、試掘権延長許可の手続フロー



- 鉱業権の稼行状況をみると、約 6,400 件の鉱業権のうち稼行中（試掘又は採掘を行っているものをいう。以下同じ。）は 23%に留まっており、残りの 77%は未着手（一度も試掘又は採掘を行っていないものをいう。以下同じ。）又は休止中（試掘又は採掘を行っていたが現在は休止中のものをいう。以下同じ。）（以下「未着手等」という。）となっている（平成 27 年度末時点）。

旧法下である平成 22 年度末時点（約 8,000 件の鉱業権のうち稼行中は 19%）と比較すると、未着手等の絶対数は減少しているが、稼行中の割合はほとんど増加していない。

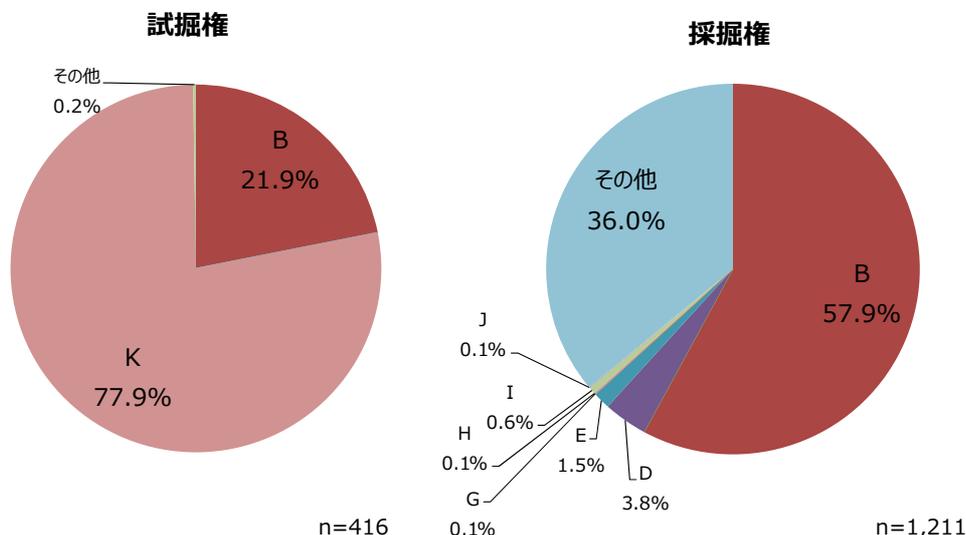


- 未着手等の石油・天然ガスの鉱業権について、鉱業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成 24 年 3 月 15 日付け平成 24・02・23 資第 2 号。以下「審査基準」という。）に規定する事業に着手できないやむを得ない事由又は事業を休止しようとする事由（以下「未着手等の事由」という。）別にみると、試掘権については「K：探鉱継続中」が 78%と最も多く、次いで「B：順次開発」が 22%と多い。

採掘権については、「B：順次開発」が 58%と最も多く、次いで「その他真にやむを得ない事由」が 36%と多い。

採掘権について連続して未着手等となっている期間の割合をみると、30 年以上未着手等となっているものが全体の 86%を占めている。

石油・天然ガスの鉱業権の未着手等の事由別の内訳



(資料) 鉱業法施行状況 (平成27年度末時点) を基に資源エネルギー庁作成 ※その他=その他真にやむを得ない事由。

<未着手等の事由> (審査基準より抜粋)

- B. 数鉱区を保有している場合において、その中の一鉱区以上について既に事業に着手し、かつ、それらの鉱区のうち既に事業に着手している鉱区と一体として計画的操業をすること等が、鉱物の合理的開発上適当と認められる鉱区の事業着手を延期しようとするとき又は休止しようとするときにおいて、当該事業未着手等が鉱物の開発上合理性があり適当と認められるとき
- K. 試掘権者が誠実に物理探鉱又は露頭探鉱等を行っており、かつ、なお継続して探鉱が必要なとき

(2) 資源・燃料分科会「中間論点整理」における指摘

②今後の検討の方向性と論点

石油・天然ガス等の特定鉱物について、国内資源の開発をより一層進める観点からは未稼行割合の高止まりは望ましいことではなく、むしろ開発主体（鉱業権者）の新陳代謝や開発活動を促すことが重要である。そのため特定鉱物の未稼行案件に対しては、①事業着手延期及び事業休止の認可や②原則4年間有効である試掘権の延長許可にかかる要件について改めて点検することが必要である。

例えば、事業着手延期・事業休止の理由として多くを占める「順次開発」について、周辺鉱区の稼行実績等を踏まえつつ、現下の資源開発を取り巻く情勢に照らして合理的であり、真にやむを得ない理由として適当であるかどうか検

討されるべきである。他方で、例えば水溶性天然ガスは地盤沈下対策のため短期集中的な開発は出来ず一般的な天然ガスとは開発手法が異なるという点を踏まえるべきであり、このような資源ごとに固有の開発の実情にも配慮して検討されるべきである。

(3) 今後の対応の方向性

- 本運用の見直しに当たっては、出願時に具体的な事業計画書の提出を求めている旧法下の出願に基づく鉱業権と、申請時に具体的な事業計画書の提出を求め同計画に基づき誠実に事業を行うことを申請者に求める特定区域制度に基づく鉱業権とは、事業の進捗をフォローする仕組みが異なるため、別々に検討する。
- 現行法上、存続期間の定めがない採掘権について、存続期間を設けることも一つの方法ではあるが、採掘権が現行制度において永久権とされているのは、採掘鉱区において鉱物の掘採終了に要する期間は、個々の鉱区の鉱床状況や各企業の経営方針によりそれぞれ異なり、これを画一的に定めることは困難かつ不相当であるとの考え方による。そして、採掘権のいたずらな休眠は、事業着手延期認可・事業休止認可の手続におけるチェックを通じて、権利の取消し等によってその防止を図ることとされている。
今回の見直しにおいては、未着手等の事由が「B：順次開発」の事由に偏っていることに着目し、まずは事業着手延期認可・事業休止認可の手続の現状を点検の上、運用の厳格化の必要性を検討した。

① 旧法下における出願に基づく鉱業権の取扱い

<現行審査基準「B：順次開発」の妥当性>

- 「B：順次開発」の事由では、「①稼行中の鉱区と一体として計画的操業をすることが鉱物の合理的開発上適当と認められ、かつ、②事業着手の延期又は事業の休止が鉱物の開発上合理性があり適当と認められる」という2つの要件を満たすことを求めている。
これまで、例えば、以下のような事由で「B：順次開発」の事由に該当するものとして認可してきた。

①要件の事由

- ・ 数年以内に予想される近隣の油ガス田の減衰を補填する形でサテライトとして開発することが合理的
- ・ 主要ガス田から出荷基地への輸送経路上に鉱区が存在しており稼行中の鉱山の生産設備等のインフラ共用が合理的

②要件の事由

- ・ 今後のガス需要の動向等を考慮しながら、それらの検討結果により開発の可否を判断する必要
- ・ 近隣の稼行中の鉱山の天然ガス需要は既存井の生産量とバランスしているため、近隣ガス田の減退に応じてガス市況を見極めながら開発を検討する必要

これらの事例については、「未着手等の事由を厳格にすることが、計画的操業等による鉱物の合理的開発を阻害することのないよう考慮する。」との考え方にに基づき、企業の経営方針を聴きながら企業としての合理的開発が我が国鉱業としての合理的開発に資すると判断して認可してきたものである。

- しかしながら、上記のとおり、「今後ガス需要動向、ガス市況を考慮しながら順次開発を進める必要があるから。」といった事由を鉱物の合理的開発に資すると認めてきた結果、長年に亘り休眠状態の鉱区を数多く存続させている実態がある以上、もはや新たな開発を期待し難く、これによって他の事業者の参入を阻害している可能性がある。
- また、「市況変動を見極めながら開発を検討する」という事由については、石油・天然ガス開発において市況リスクは常に伴うものであり、かかる事由を「やむを得ない」と見なすことは適当ではない。なお、先進諸国における海域の石油・天然ガス開発に係る鉱業関連法制度においても市況変動を事由として権利の延長を認めている例は稀である。
- 以上を踏まえ、特定鉱物に係る鉱業権については、これまで目的鉱物の市況変動を見極めながら開発を検討すること等を未着手等の事由として認めてきた「B：順次開発」の事由については、市況変動を見極めながら開発を検討すること等が事由として読み込まれることのないよう、「同一の鉱床が複数の鉱区にまたがっている場合において、そのうち一つの鉱区で事業に着手している場合」などの規定に改めるべきである。

<水溶性天然ガスの取扱いについて>

- 水溶性天然ガスは、地下水であるかん水の汲み上げを必要とするため、地盤沈下を防止する観点から、都道府県等により開発に制限が課されている。事業者において開発の具体的な計画があるにもかかわらず、これらの制限を事由として開発に着手できない場合には、引き続き「やむを得ない」ものとして認めるべきである。

- 一方、この事由はこれまで審査基準上「その他真にやむを得ない事由」として整理してきたが、当該事由のうち多くの割合を占めていることから、その要件を明確化すべきである。

(参考) 水溶性天然ガス開発にかかる都道府県等による制限

- 例えば千葉県においては、昭和 30 年代に地盤沈下が増加したことを受け、昭和 40 年代より千葉県と天然ガス採取企業間で「地盤沈下防止協定」が締結され、坑井間隔が一定間隔より狭くならないこと、地域ごとの単位開発面積当たり排水量が一定量を超えないこと等の制限が行われてきている。この「地盤沈下防止協定」は現在も定期的に見直されている。

② 特定区域制度に基づく鉱業権の取扱い

- 特定区域制度に基づく鉱業権については、応募事業者の事業計画書を厳正に評価し、特定開発者を選定することから、選定後、特定開発者は事業計画書に基づき誠実に事業を進めることが求められる。
- したがって、特定区域制度に基づく鉱業権については、旧法下における出願に基づく鉱業権の取扱いにかかわらず、事業計画書に基づき誠実に探鉱活動を行っているとは認められる場合に限って未着手等を認めるべきであり、このことは審査基準に明記すべきである。

2-2. 試掘権延長許可の運用見直し

(1) 現状

- 試掘権の存続期間は、原則2年（石油・天然ガスは4年）とされ、2回（1回ごとに2年）に限り延長することができることとされている。

鉱業法上、試掘権の存続期間の延長の許可は、

- ① 誠実に探鉱をした事実が明らかであると認めるとき
- ② 鉱床の状態を確認するため更に探鉱を継続する必要があると認めるとき
- ③ 鉱区税の滞納をしていないとき

のいずれにも該当する場合でなければ、許可してはならないこととされている。

(2) 資源・燃料分科会「中間論点整理」における指摘

2-1(2) 参照

(3) 今後の対応の方向性

- ① **試掘権の存続期間の妥当性（事業着手延期認可における事由「K：探鉱継続中」の取扱い）**

- 現行の存続期間は、鉱業法の制定当時（昭和25年頃）において主に陸域における開発を念頭に2年と設定され、石油・天然ガス開発には更に時間を要することから2年×3回（他の鉱物よりも1回多い）の延長が認められていた。

そして、平成23年の改正時に、今後の石油・天然ガス開発が期待される区域は海域、かつ、深い深度の鉱床に存するものが中心となることを見込まれ、掘削リグの調達に通常1年以上を要することを踏まえ、存続期間を4年に改正した。一方、延長を含めた全体の期間を延ばせば採掘権への移行が遅くなり、開発の停滞を招くおそれもあることから、延長回数は2年×3回から2年×2回に変更され、延長を含めた存続期間の合計年数は8年間から変更されなかった。

試掘権の延長を含めた存続期間の合計年数が8年間であることについては、既に今後の海域進出に備えた制度上の手当がなされており、また、8年という期間は、先進諸国における海域の石油・天然ガス開発に係る鉱業関連法制度における試掘期限（5年～10年）と比較しても殊更に短いという状況にはないことから、現時点において見直す必要はないものと考えられる。

海域における石油・天然ガス開発に係る鉱業関連法制度における 試掘権の存続期間（探鉱権の試掘期限）の諸外国比較

	試掘期限	備考
日本	8年	存続期間は4年間であるが、許可を受けて2年×2回の延長が可能
ノルウェー	10年	探鉱段階の期間が最大10年のため、10年以内に試掘を提案することが必要
イギリス	9年	探鉱段階の期間が最大9年のため、9年以内に試掘を提案することが必要
ニュージーランド	7年	6年以内に試掘実施の判断（7年以内に試掘するか、鉱区を放棄するか）をすることが必要
オーストラリア	6～9年	6年（試掘未実施で探査権が更新された場合9年）以内に最低限1回は試掘することが推奨されている
アメリカ	5年	第1期リース期間（5年）中に資源を発見し、開発・生産計画等を提出することが必要

- 鉱業法上の「試掘」の本来の意味が試錐や坑道探鉱を指す中で存続期間（4年間）のうちに試掘に至らずともよいのかという点については、探鉱の実態を踏まえて柔軟に対応する必要がある。

海域の深い深度にある鉱床を試掘するリスクと現在の探鉱技術を踏まえれば、延長を含めた存続期間の合計8年という期間の中で試掘に至ればよいと考えられる場合もある。その場合は、1回目の延長時期（4年目）、2回目の延長時期（6年目）はマイルストーンレビューとして探鉱の進捗状況をレビューするタイミングであると整理することが妥当である。

なお、特定区域制度下の試掘についても、現在の探鉱技術を踏まえると4年間で試掘に至ることを求めることは困難な場合が多いと考えられる。従って、事業計画書に基づき誠実に事業を行うことを求める仕組みである特定区域制度においても、延長を含めた存続期間の合計年数である8年という期間内で試掘に至ることを事業計画書において求めることが適当である。

- 以上を踏まえ、試掘に至るまでの探鉱活動の進捗は、事業着手延期認可の手続の中で「露頭探鉱・物理探鉱等を継続中」（事由「K」）に該当するか否かを確認すべきである。

② 試掘権延長許可の運用について

- 試掘権の延長許可に係る現行の審査基準では、鉱業法第 19 条第 1 号及び第 2 号の規定における「探鉱」とは、一義的には「鉱物の試掘を指すものと解される。」としつつも、探鉱行為は採掘の準備的段階であると位置づけ、試掘以外の探鉱行為も広く行われている実態に鑑み、「物理探鉱（リモート・センシングを含む。）又は地表探鉱（地化学探鉱等を含む。）等を実施したものについて、その解析及び評価作業を含めて相当の成果が得られたと認められる場合は、探鉱をしたものと認められることとして差し支えない。」としている。

- これまでの存続期間延長の主な理由を見ると、試掘の準備的段階としての探鉱活動の実績があることを確認した上で、許可している。

（参考）試掘権の存続期間延長の主な理由（海域案件の例）

- ・ 現在、地質コンパイル（深部構造検討）に基づいた分布予測を行っている、今後、地質コンパイル作業を継続するとともに、海域における基礎調査の実施を持って、本構造の再評価を行い、鉱区保持の有無を検討するため、延長を行いたい。
- ・ これまでコアボーリングや当該鉱区周辺の陸域部の電磁探査等を実施してきており、これによって取得した各種データから総合的な分析を行うことが可能となっている。これまでの探鉱・調査データの解析や電磁探査による 3 次元構造の解析に向けた調査を進める等を行うことによって、総合的に地質構造の分析の把握をするため、延長を行いたい。
- ・ これまで既往地震探鉱再処理記録の再解釈作業を実施した。また、本鉱区周辺において関連会社が 3 D 地震探査及び圧入井掘削等の調査を実施しており、当該調査に関する情報収集を行っているところ。今後、同社の調査データの入手を待って追加検討を行い鉱区保持の有無を検討するため、延長を行いたい。

（注：上記理由は、事業者から申請のあった内容そのものではなく、資源エネルギー庁において事業者名が特定できないように加工するとともに要約している。）

- 今後は、未処分出願の早期・実質的解消に向けた取組によって海域の試掘権が増加することが予想されるが、引き続き探鉱活動の進捗が客観的に確認されることが必要である。例えば、一般的な探鉱手順（試掘に至るまでに必要とされる作業）において、1 回目（4 年目）・2 回目（6 年目）それぞれの試掘権延長許可申請時に当該試掘権が探鉱手順のどの段階にあるのか等、客観的な進捗を確認することが考えられる。

この際、試掘権の延長許可は、本来 4 年で消滅しうる排他的な開発権利を延長しようとするものであることを踏まえ、探鉱段階が文献調査などの現場作業を伴わない段階に留まっている場合には、原則として延長を許可すべき

ではない（ただし、地質データの解釈作業や取得データのコンパイル作業など探鉱手順において通常必要と考えられる机上作業が客観的に進捗している場合を除く。）。

このことは、現行審査基準からは読み取ることが困難であるため、審査基準において明確化すべきである。

③ 特定区域制度に基づく鉱業権

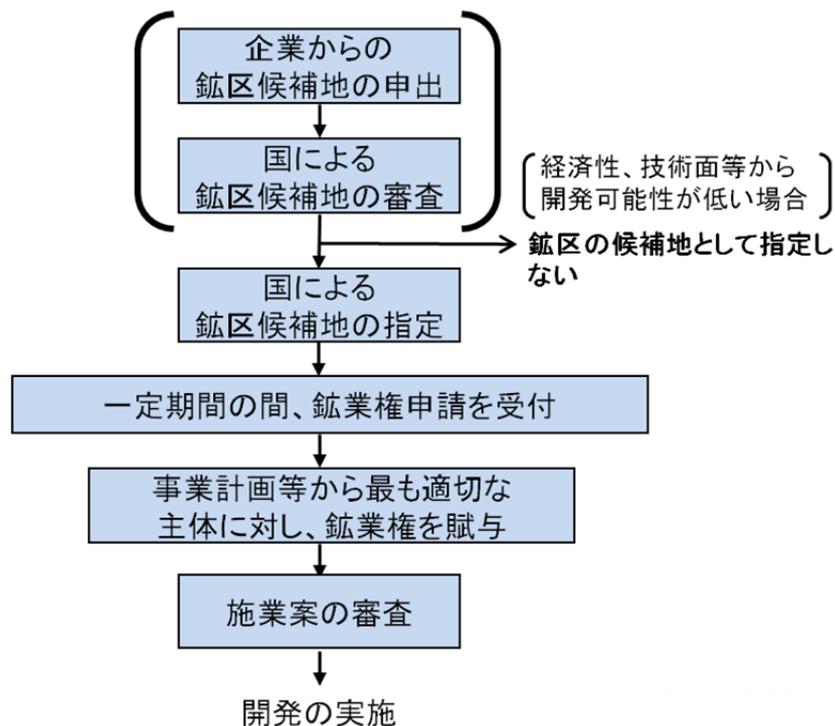
- 未着手等の場合と同様、特定区域制度に基づく鉱業権については、旧法下における出願に基づく鉱業権の取扱いにかかわらず、事業計画書に基づき誠実に探鉱活動を行っていると認められる場合に限り、試掘権の延長を許可すべきであり、このことは審査基準に明記すべきである。

3. 特定区域制度の運用のあり方

(1) 現状

- 現時点において国が指定した特定区域は平成 27 年度に指定された陸域案件の 1 件のみに留まっている。

【鉱業権の設定に係る許可プロセスのイメージ】



(出典)「今後の我が国の鉱業法制の在り方について」(平成 23 年 2 月 10 日 総合資源エネルギー調査会鉱業分科会・石油分科会合同法制WG)

(2) 資源・燃料分科会「中間論点整理」における指摘

②今後の検討の方向性と論点

特定区域の公募の際、公募に応じた事業者を評価するための「評価基準」は公募の際に示される。そのため、特定区域の公募の前に国に特定区域の指定を提案する事業者にとっては、当該提案が公募時にどのように評価されるか予見が困難である。事業者による特定区域の指定提案を活発化していくためには、予め一般的な評価基準の例を示すことを検討すべきである。

(3) 今後の対応の方向性

① 特定区域の指定のあり方

- 特定区域²の指定の方法としては、国が能動的に探査・調査を行い指定する方法と、民間からの指定提案を受けて指定する方法とがある。

- この点、海域の石油・天然ガス案件については、探鉱・開発政策として国が先導的な基礎調査を行っていることを踏まえれば、当該探査結果に基づいて国が能動的に指定することを基本とすべきである。この点は「今後の我が国の鉱業法制の在り方について」（平成23年2月10日総合資源エネルギー調査会鉱業分科会・石油分科会合同法制ワーキング・グループ）（以下「鉱業法制WG報告書」という。）にも「国が鉱区の候補地を指定することとするものの、鉱物資源の開発を促進する観点から、民間企業等が自ら特定鉱物に係る探査等を行い、その有望な開発が見込まれるような区域を見出した場合は、民間企業が国に対してその旨の申出をし、国はその申出を勘案し、当該区域について鉱区の候補地として指定することが適当か否かを判断する（適当な場合には、国が鉱区の候補地として指定する）。」と述べられている。
具体的には、特定区域の指定に向けた体制を整備した上で、今後5年間で4～5件程度の指定を目指すべきである。

- 陸域については、現時点では国において同様の取組は行っていないため、民間提案を踏まえて国が指定を検討することが多くなるものと考えられる。

② 区域指定提案者データの取扱いと区域指定提案者へのインセンティブ

- 特定区域の指定について提案した者（以下「区域指定提案者」という。）が独自に取得した探査データ等（以下「区域指定提案者データ」という。）については、当該データが区域指定提案者にもたらす経済的価値、区域指定提案者の競争上の地位への影響等を踏まえ、非公開とすべきである。なお、先進諸国における海域の石油・天然ガス開発に係る鉱業関連法制度においても民間から提出されたデータは非公開とされる国が多い。

² 経済産業大臣は、特定鉱物の鉱床が存在し、又は存在する可能性がある区域について、当該特定鉱物の開発により公共の利益の増進を図るためには、当該区域における当該特定鉱物の開発を最も適切に行うことができる者（以下「特定開発者」という。）を選定し、その特定開発者に当該特定鉱物の試掘又は採掘を行わせる必要があると認めるときは、当該区域を特定区域として指定することができる（法第38条第1項）。また、特定区域の指定は、原則として鉱区、鉱業出願地又は他の特定区域と重複していないものに限ってするものとされている（同条第2項）。

諸外国における鉱区公開入札制度における民間からの区域指定提案の 取扱いの比較

	日本 (特定区域制度)	ノルウェー (APA Licence)	イギリス (Innovate Licence)	ニュージーランド (work-bid)	オーストラリア
区域の指定の 主体	国	国	国	国	国
民間からの区域 指定提案の受付	あり	あり	あり	あり	あり
区域指定提案者 データの取扱い	非公開	非公開	非公開	非公開	非公開
開発者選定にお ける区域指定提 案者の優遇措置	なし	なし	なし	なし	なし

- 一方で、特定区域の指定を促進するためには、特定開発者の選定の仕組みにおいて、区域指定提案者にインセンティブを与えるという方法も考え得る。

しかしながら、後述のとおり特定開発者の評価基準において地質状況の理解度を適切に評価する仕組みを整備し、区域指定提案者データを非公開とすることによって、当該データを保有する区域指定提案者が選定評価において優位性をもつことになるため、区域指定提案者であることのみをもって更に優位性を持たせるようなインセンティブの仕組みを設ける必要はないものと考えられる。

- なお、陸域については、民間提案を踏まえて国が指定を検討することが多くなるものと考えられるため、区域指定提案者が選定評価において優位性をもつことになることから、公募の結果、区域指定提案者1者のみの申請となる可能性がある。

この場合、仮に1者のみの申請となったとしても、これまでの出願とは異なり、選定された特定開発者は事業計画書に基づく作業義務を負うことから、特定鉱物の探鉱活動の促進には繋がるものと考えられる。

③ 特定開発者の選定における評価基準の一般的な例の作成・公開の在り方

- 先進諸国における海域の石油・天然ガス開発に係る鉱業関連法制度では、鉱区公開入札における応募者の評価について、探鉱計画、経理的基礎、技術的能力、社会的信用、労働安全衛生（鉱害防止等）等の評価区分により評価している。

我が国では、これらのうち探鉱計画以外の評価基準は鉱業法上の規定をも

って明確であるが³、探鉱計画については、鉱業法上は評価基準について「合理的開発の見地」「公共の利益の増進の見地」から定めることとされ⁴、その評価項目の詳細については、それぞれの特定区域の案件ごとに特定開発者の募集に係る実施要項において定めることとしている。

- 探鉱計画の評価については、イギリス等諸外国の例を参考にすると、①特定区域の地質状況の理解度、②探鉱作業の量（探査面積、試掘本数等）及び質（物理探査を二次元で行うか、三次元で行うか等）、③試掘に至るまでの期間をもって評価することが考えられる。

諸外国の鉱区公開入札制度における探鉱計画の評価基準（概要）の比較

評価項目／詳細	ノルウェー (APA Licence)	イギリス (Innovate Licence)	オーストラリア (work-bid)
①地質状況の理解度	・地質データ理解、解釈、資源量評価、鉱区ポテンシャル評価	・鉱区のポテンシャル評価、地質データ理解、解釈、資源量評価	・鉱区のポテンシャル評価、購入またはライセンス取得予定の地震探査データの量、形式及び時期
②探鉱作業の量及び質	・探鉱計画（データ処理・再処理計画、試掘、2D/3D物探、電磁探査、地質工学的評価等）	・探鉱計画（データ処理・再処理計画、試掘、2D/3D物探、電磁探査、地質工学的評価等）	・作業計画の概要及び想定支出（探査や試掘の量、形式、タイミング等） ・データ処理／再処理の量、形式及びタイミング（パラメータや方法論を含む）
③試掘に至るまでの期間	・各実施計画項目の期間	・各実施計画項目の期間	なし (現実的な提案であることが重要であるため)

- 制度設計の詳細については、イギリス等の諸外国とは資源ポテンシャルや海域における探鉱・開発実績が異なることを踏まえ、我が国の実状に沿った制度となるよう引き続き検討していく必要があるが、概略以下の基本的考え方に沿って制度設計を進めるべきである。

³ 鉱業法第40条第1項において、申請者の適合審査要件として、特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること（同項第1号）、十分な社会的信用を有すること（同項第2号）、鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、他産業の利益を損じるなど公共の福祉に反するものでないこと（同項第5号）などの規定がある。

⁴ 評価の基準は、特定鉱物の合理的な開発その他の公共の利益の増進を図る見地から定めるものとする（鉱業法第38条第6項）。

<評価の基本的考え方> (海域における在来型石油・天然ガスの試掘権の場合)

①特定区域の地質状況の理解度

- 国による基礎調査や独自の探査データ等の適切な根拠に基づき、いわゆる石油システムの存在等の地質状況の解釈が合理的に行われているか。

②探鉱作業の量及び質

- 探鉱作業の量（探査面積、試掘本数等）や質（物理探査は二次元で行うか、三次元で行うか等）は合理的であり、①の根拠等に照らして妥当性があるか。
※提案した探鉱作業の遵守を促すため、例えば、それぞれの作業（物理探査、試掘等）ごとに、実施を“約束”する場合には加点し、仮に“約束”した作業を実施しなかった場合には次回以降一定期間の公募において減点するなどの項目を設けることも考えられる。

③試掘に至るまでの期間

- 最大8年の存続期間において、より短い期間で試掘に至る（又は鉱区を放棄する）計画であるか。
※試掘に至る（又は鉱区を放棄する）までの期間がより短い方が鉱業法制度全体にとって開発活動の促進に資するものの、試掘に至るまでの期間は探鉱作業の量（探査面積等）など計画内容によって変化し得るものであり、個々の探鉱計画同士の比較においては必ずしも期間が短いほど高評価とすることは適当ではない。このため当該評価項目は、例えば、①や②の評価の結果、同程度の評価となった複数の計画がある場合の最終評価要素として位置づけることが考えられる。

※なお、水溶性天然ガス等の場合には、在来型石油・天然ガスとは探鉱・開発プロセスが異なることを踏まえて検討する必要がある。

- 評価基準の公表の有無について先進諸国における海域の石油・天然ガス開発に係る鉱業関連法制度の例を見ると、評価項目の詳細や評価項目ごとの配点等の詳細が公開されている国（例：イギリス）もあれば、点数制ではないために評価項目のみの公表に留まっている国（例：ノルウェー）もある。

我が国においては、今後の制度設計の詳細の検討において具体的な配点をどのように定めるか次第ではあるが、少なくとも、どの評価項目が最も重視されるのかといった定性的な情報を公開することは、効果的な提案を促す上で重要であると考えられる。

4. 鉱区・出願情報等のデータベース化・公開のあり方

(1) 現状

- 事業者が特定区域制度に基づく鉱業権の獲得に向けて事前に調査・探査活動をする際、特定区域は鉱区や鉱業出願地と重複して指定できないことから、既存の鉱区や鉱業出願地の具体的な位置情報が必要となる。
- 鉱区情報については、鉱業原簿制度が整備され、所要の手続をすれば誰でも閲覧可能であるが、基本的に鉱業権単位で開示することを前提としている制度であるため、網羅的に位置情報を閲覧することが困難な状況である。
- 出願情報については、公開されていない企業の経営上の秘密を含む可能性があることから、情報公開法における非開示情報（競争上の地位を不当に害するおそれのある情報）に相当するものとして、一切の情報を非公開としている。

(参考) 鉱業原簿に記載されている情報

- | |
|-------------------------------|
| (1) 鉱区の所在地、面積 |
| (2) 鉱業権の目的とする鉱物 |
| (3) 鉱業権者の氏名、住所 |
| (4) 鉱業権者の変遷（承継、移転、消滅等） |
| (5) 鉱業権の状態（抵当権の設定有無等） など |

(2) 資源・燃料分科会「中間論点整理」における指摘

②今後の検討の方向性と論点

石油・天然ガス等の特定鉱物を対象として、既に設定されている鉱区や出願済・既出願区域について、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないよう留意しつつ、情報のデータベース化と公開について検討すべきである。具体的には、既出願区域の情報については、出願者名等の個人・法人情報を公開することは不適切であるが、座標値・目的鉱物の情報であれば公開しても差し支えないなど、公開情報・非公開情報を分類しつつ公開の是非について検討すべきである。

また、未処分出願の処理の状況、既設鉱業権の稼行・未稼行の状況、試掘権の延長許可の状況についても、定期的に調査して取りまとめ、公開していくべきである。

(3) 今後の対応の方向性

① 鉱区情報・出願情報の公開の範囲

- 資源・燃料分科会「中間論点整理」で指摘されている課題は、「事業者の探鉱・開発活動を促進するためには、鉱区が設定されていない区域や、出願がされていない区域の位置情報が網羅的かつ容易に得られることが重要である」とのことを踏まえれば、鉱区情報・出願情報ともに、公開を検討する情報の範囲は、位置情報のみで足りるものと考えられる。

- 一方、探鉱活動の促進のためには可能な限りの情報が公開されることが望ましいことを踏まえ、位置情報の公開の在り方に加え、更なる情報公開の可能性について検討したところ以下のとおり。

<鉱区情報>

- 鉱区情報については、鉱業原簿制度に基づき何人も閲覧可能とされているため、鉱業原簿に掲載されているあらゆる情報は公開して差し支えないものと考えられる。

- 他方、本情報公開の目的が、主に鉱区の位置情報の一覧性を高めることであること、また、データベース化の費用対効果、メンテナンス効率を踏まえれば、一次的な情報として、鉱区の位置情報に加え、鉱業権者名及び目的とする鉱物の情報が公開されれば足りるものと考えられる。

<出願情報>

- 出願情報は、鉱業権の取得を目的として行政庁に提出された情報であり、また、公にされていない経営上の情報を含む可能性があるため、未だ権利化していない段階においては情報公開法上の非開示情報に相当（出願者の競争上の地位を不当に害するおそれ）することから、出願者の特定に繋がりうる出願者の氏名又は名称は公開しないこととすべきである。
すなわち、出願の位置情報のほかは、目的鉱物（石油・天然ガス等）のみ公開すべきである。
なお、出願者が、むしろ氏名又は名称の公開を求めた場合には当然公開して差し支えないものと考えられる。

② 情報のデータベース化・公開のあり方

- データベース化にあたっては、陸域は、海域に比べて面積が小さい鉱区が多数存在し、支障権益との重複を避けるために複雑な鉱区形状となっており、陸域も含めた場合には取扱い情報量が膨大となる可能性がある。
そこで、今後の開発が期待される区域は海域が中心となることを見込まれていることに鑑み、まずは海域についてデータベースを整備し、インターネット上で公開すべきである。

- なお、陸域については、データベース化に時間を要することを踏まえ、各地方経済産業局が鉱区や鉱業出願地の暫定的な位置管理に使用しているシステムを利用するなど、各地方経済産業局に赴けば事業者が鉱区や鉱業出願地の位置情報を網羅的に閲覧できるようにする対応により、便宜を図ることを検討すべきである。

③ 鉱業法の施行状況の公開

- 事業者が市場環境を調査する上で、未処分出願の処理の状況、既設鉱業権の稼行・未着手等の状況、試掘権の延長許可の状況などの鉱業法の施行状況に関する情報は重要な情報と考えられるため、定期的に調査・公開すべきである。

5. その他鉱業法の施行状況の点検・評価

- 鉱業法は、資源価格の高騰に伴う資源ナショナリズムの台頭を背景に、国が国内に賦存する鉱物資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発を進めることを目的として、平成23年に改正が行われ、主として「特定鉱物に係る先願主義の見直し（特定区域制度の導入）」、「鉱業権設定許可の要件追加」、「鉱物探査規制の導入」の3点が措置された。
- このうち「特定鉱物に係る先願主義の見直し（特定区域制度の導入）」の現状と課題についてはこれまで述べてきたとおりであるが、残る「鉱業権設定許可の要件追加」及び「鉱物探査規制の導入」について、措置の背景を踏まえ、施行状況を検証し、評価を行ったところ以下のとおり。

（1）鉱業権設定許可の要件追加

① 措置の背景

- 鉱業法制WG報告書において、「鉱業権設定の許可制度を巡る状況」として、以下の問題が指摘されている。

（1）鉱業権設定の許可制度を巡る状況

- ① 相応の開発能力を有しない主体（ブローカー等）による鉱業権設定が発生している中で、鉱業権の設定許可を受ける者を相応の能力を有する者に限定することが必要となっている。
- ② 経済のグローバル化と国際的な資源獲得競争の激化の中で、我が国における鉱業権の設定を出願する主体が多様化している。このため、鉱業権設定の出願者が適切にこれを実施しうるか等を確認することが必要となっている。
- ③ 資源賦存量が十分に把握されておらず、掘採技術も確立されていない新たな資源（海底熱水鉱床、メタンハイドレート等）が存在する中で、鉱業権の設定許可に係る出願者が相応の能力を有するか等、許可を行うことが適切かを確認することが必要である。

（2）こうした中、我が国において適切な主体による適正な資源開発を確保する観点からは、許可の段階で、事前に、鉱業権設定の出願者が相応の能力を有し、適切にこれを実施しうる主体かどうかなど、当該許可を行うことが適切かをより精緻に確認することが必要である。

（3）以上を踏まえ、鉱業権の許可に際し、現行法のような不許可の基準

(消極的基準)のみならず、新たに鉱業権の設定に係る許可の基準(能動的基準)を規定し、出願者が適切に鉱業を実施しうる主体かなど、当該許可を行うことが適切かどうかをより精緻に確認するための具体的な基準を法律上定めることが必要である。

② 施行状況、評価

- 平成23年改正鉱業法の施行後から現在までにおいて、相応の開発能力を有しない主体(ブローカー等)による鉱業権設定が発生しているとの事実は確認されていない。
- 一方、許可要件の追加により提出書類が追加となったことから、旧法下と比較すると鉱業権の設定許可手続に必要な事務負担は増加しているとの事業者からの意見がある。

法改正により許可要件が追加されれば、そのための確認書類も追加されることはやむを得ないが、施行後5年間の運用の積み重ねを踏まえ、事業者の事務負担軽減の余地がないか検討する必要がある。

(2) 鉱物探査規制の導入

① 措置の背景

- 鉱業法制WG報告書において、「資源探査を巡る現状」として、以下の問題が指摘されている。

(1) 資源探査行為がもたらす具体的影響の例

: 資源探査(物理探査)の実施により、例えば、以下のように、一定区域の占有による他の利用の妨げや、近隣住民等への影響が生じる場合がある。

【具体的な影響が生じる場合の例】

- 大型の車両(バイブロサイズ車)で地面を揺らして人工的な波を発生させることにより、劣化していた埋設水道管が破裂することがある。
- 地震探査にはダイナマイト等の振動源が用いられるため、住民への理解が得られた後に必ず実施するとともに、夜間には地震探査は行わない。
- 調査には数ヵ月以上の時間を要し、その間一定区域の占有等が行われることがある。

(2) 外国船による資源探査活動

- ① 近年、外国の調査船が、我が国の排他的経済水域等において資源探査を伴うと考えられる海洋調査活動を行うケースが続いている。
- ② その際の具体的な行為態様は、例えば、以下のようなものである。

- (a) 外国船Aがエアガンとストリーマーを用いた資源探査と疑われる調査を実施。
 - (b) 外国船Bが漂泊し、海中に向け音波を発信するとともに、右舷前部クレーンよりワイヤーを吊下。
 - (c) 外国船Cがエアガンとストリーマー5本を用いた資源探査と疑われる調査を実施。
 - (d) 外国船Dがロープ様のものを曳航。
- ③国連海洋法条約により、排他的経済水域及び大陸棚における資源開発（資源探査を含む）には主権的権利が認められているが、我が国においては、資源探査に係る法制度が未整備である。
- ④このため、仮に、外国船が我が国の排他的経済水域において資源探査を行い、我が国の資源開発に支障を生じうる場合にも、これを取り締まることができない（停船、立入検査、探査の中止命令といった法的措置を執ることができない）。

② 施行状況、評価

- 平成 27 年度は 30 件の探査許可の申請があり、全ての申請について許可されている。

- 平成 23 年改正鉱業法の施行後から現在までにおいて、鉱物の探査の実施により、一定区域の占有による他の利用の妨げや近隣住民等への影響が生じたとの事実は確認されておらず、無許可探査等により、中止命令、報告徴収、立入検査及び罰則等の適用対象となった事例はないため、法制度が適切に遵守されていることが確認できる。

- なお、外国船の活動状況に関しては、「平成 28 年版 海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」（内閣官房総合海洋政策本部事務局）によれば、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は平成 27 年は 28 件であった。

結びに

- 本検討会においては、平成 23 年改正鉱業法の点検・評価を踏まえ、開発事業者の新陳代謝を加速させるため、在来型石油・天然ガスにかかる未処分出願をできるだけ早期に処理するための方針を定めるとともに、長年に亘り休眠状態にある鉱区が数多く存在する実態に鑑み、事業着手延期・事業休止の認可制度の運用の見直しを行った。
- また、国内外を問わず一層能力のある適切な事業者による開発を促進するための環境整備として、平成 23 年改正鉱業法において新たに導入された特定区域制度について、その活用を促進するための特定開発者の選定ルール等制度の明確化や、鉱区・出願情報の一覧性を持った利便性の高い公開の在り方についても検討した。
- かかる鉱業法を巡る制度・運用の見直しに加え、国の基礎調査によって引き続き本邦周辺の資源ポテンシャルを把握するとともに、これまで収集した探査データの再評価・再処理の実施及び積極的な開示を進めるなど、国内外を問わず民間事業者が本邦資源開発に参画しやすい環境整備に努めるべきである。
- また、今回は石油・天然ガス等の特定鉱物に係る制度の運用の見直しに焦点を当て検討したが、今後は、特定鉱物以外の鉱物についても、その実態を勘案しつつ、合理的な開発を促進するため、鉱業法における関連制度の運用の見直しについて検討すべきである。
- なお、今回の見直しにおいては、法律を改正する事項は見当たらなかったものの、本検討会の報告を受けた資源・燃料分科会におけるとりまとめから概ね 5 年後を目途に、鉱業法の施行状況を勘案し、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるべきである。

(参考) 本邦における資源開発の在り方に関する検討会 構成員

<委員>

(座長)	交告 尚史	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	中谷 和弘	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	西村 弓	東京大学大学院総合文化研究科 准教授
	松岡 俊文	公益財団法人深田地質研究所 理事長
	山富 二郎	東京大学 名誉教授

<オブザーバー>

	岩田 尊夫	国際石油開発帝石株式会社 国内事業本部 探鉱・開発ユニット ジェネラルマネージャー
	加藤 元彦	日本鉱業協会 専務理事
	河合 展夫	株式会社地球科学総合研究所 専務取締役
	木村 健	関東天然瓦斯開発株式会社 常務取締役
	塩川 智	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属資源 技術部長
	土田 邦博	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 基礎調査 課長
	續 誠	株式会社PGSジャパン 代表取締役
	常山 太	出光興産株式会社 資源部技術統括マネージャー
	中島 俊朗	石油資源開発株式会社 経営企画部長
	中原 裕幸	一般社団法人海洋産業研究会 常務理事
	峯岸 政人	三井石油開発株式会社 北海道事業部長
	山崎 佳彦	JX石油開発株式会社 執行役員事業2部長

(敬称略・五十音順)

(参考) 本邦における資源開発の在り方に関する検討会 検討スケジュール

○第1回検討会 平成28年9月27日(火) 17:00~19:00

- ・本邦における資源開発の在り方に関する検討会の設置について
- ・平成23年改正鉱業法に基づく措置の点検・評価について
- ・本邦における資源開発の促進に向けた鉱業法上の課題について
- ・平成31年度以降の国内石油天然ガス基礎物理探査海域の検討状況について

○第2回検討会 平成28年11月29日(火) 17:00~19:00

- ・本邦における資源開発の促進に向けた鉱業法上の課題について②

○第3回検討会 平成29年2月24日(金) 17:00~19:00

- ・本邦における資源開発の在り方に関する検討会とりまとめ(案)について
- ・その他今後の本邦資源開発に関する検討状況について